

様式第4号（第5条関係）

誓約書及び同意書（早期給付）

廿日市市宿泊施設事業継続支援金の早期給付を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

この誓約書及び同意書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を関係行政機関（国、広島県、市町、警察など）に提供することについて同意します。

記

1. 早期給付額受給後30日以内に必ず交付申請を行います。
2. 1による交付額の確定により、早期給付額が確定額を超える場合は、確定後20日以内に、その超える部分の早期給付額を返還します。
3. 令和3年7月31日以前から廿日市市内に宿泊施設を開設し営業しており、今後も事業を継続する意思があります。
4. 令和3年8月の施設別の売上が前年又は前々年の8月（令和2年4月以降に営業開始した場合は、任意の1ヶ月）と比較して30%以上減少しています。
5. 廿日市市内での事業の実施に当たって、旅館業法の営業許可の取得又は住宅宿泊事業法の届出を行い、関係法令を遵守しています。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であるものには該当しません。また、それらと密接な関係にありません。
7. 市税の滞納はありません。
8. 宗教活動又は政治活動が主たる目的ではありません。
9. 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれはありません。
10. 関係行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

廿日市市新型コロナウイルス感染症対策
産業振興実行委員会 実行委員長 様

年 月 日

法人名

代表者名

㊞

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。